

平成 25 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 福 島 印 刷 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 下 畠 学
(コード番号：7870 名証 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 松 谷 裕
(Tel 076-267-5111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 1 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 11 月 14 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会及び取締役会の招集権者および議長

企業ガバナンスの充実を図るため、株主総会及び取締役会における、招集権者と議長を最高業務執行者である取締役社長から分離し、取締役会長と変更するものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう定款規定を新設し、併せて同条と内容が重複する現行定款規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容（下線部分は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の招集権者および議長) 第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(株主総会の招集権者および議長) 第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 <u>会長</u> がこれを招集し、議長となる。ただし、 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、<u>取締役社長に事故がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。ただし、<u>取締役会長に欠員または事故がある</u>ときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長に事故ある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月20日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p>	<p>第37条へ</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p><u>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月20日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月20日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年11月14日(木)
定款変更の効力発生日 平成25年11月14日(木)

以上